

四日市港管理組合公報

第 8 7 4 号

平成23年 5月31日

火 曜 日

目 次

規 則

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (経営企画課) 1

規 則

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年 5月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第10号

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合情報公開条例施行規則(平成14年四日市港管理組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「されたもの」の次に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を、「もの(」の次に「閲覧にあっては」を加え、同条第2項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第2号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)」に改め、同条第3項中「されたもの」の次に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第2号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第4項中「除いたものを」の次に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成23年 6月 1日から施行する。
- 2 四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成21年四日市港管理組合規則第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「されたもの」の次に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を、「もの(」の次に「閲覧にあっては」を加え、同条第2項中「電磁的記録若しくは」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第2号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)」に改め、同条第3項中「されたもの」の次に「であって用紙に出力することが適当でないもの」を加え、「若しくは電磁的記録」及び「ディスプレイ等」を削り、同項第2号中「電磁的機器」を「電子計算機その他の機器及びプログラム」に改め、同条第4項中「除いたものを」の次に「映像若しくは音声の出力装置に出力したものを」を加える。

| | |
|--|---|
| <p>購 読 料</p> <p>年間 3,120円</p> <p>(月額 260円)</p> | <p>平成23年 5月31日発行</p> <p>四日市市霞 2丁目 1番地の 1</p> <p>(電話 代表 059(366)7006)</p> <p style="text-align: center;">四 日 市 港 管 理 組 合</p> |
|--|---|